

【件名】

中野区における「こども家庭センター」について

【要旨】

改正児童福祉法（令和6年4月施行）により、市区町村において虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応などに対応するため、相談支援子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）を一体的に運用する「こども家庭センター」の設置に努めることとなった。

区では令和6年度から、すこやか福祉センターをこども家庭センターとして位置づけることとしたので報告する。

1 中野区におけるこども家庭センターの概要

(1) 位置づけ

各すこやか福祉センター（中部・北部・南部・鷲宮）を児童福祉法上のこども家庭センターとして位置づけるものとする。

なお、児童福祉機能のうち虐待対応や施設措置等が求められるケースへの対応については、引き続き既設の児童相談所が対応していく。

(2) 開設日

令和6年4月1日

(3) こども家庭センターとしての業務

- ①児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等
- ②支援の必要な子ども・家庭の把握・情報提供、必要な調査・指導等
- ③保健指導、健康診査等
- ④関係機関との総合調整
- ⑤支援を必要とする子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成
- ⑥地域資源の開拓

(4) 組織

配置要件となっているこども家庭センター長（センター責任権者）及び統括支援員（母子保健と児童福祉双方について十分な知識をもつ者）を以下のとおり配置する

○センター長

すこやか福祉センター担当課長（すこやか福祉センター所長）とする。

○統括支援員

すこやか福祉センター職員のうち、児童福祉及び母子保健の双方に十分な知識と経験がある職員をセンター長が指名する。

2 こども家庭センターの設置を契機とした機能強化

こども家庭センターの設置を契機として、妊産婦、子育て世帯、子どもに対する包括的な支援体制を強化していく。

(1) 「サポートプラン」の作成

これまでは妊産期の面接（かんがる一面接）において、全ての妊産婦を対象として支援プラン（かんがる一プラン）を作成してきたが、今後はこれに加え、特定妊婦等要支援ケースを対象に、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談支援を通して、子ども・妊産婦等に対して必要なサービスを一緒に組み立てる「サポートプラン」を作成する。

<サポートプラン作成の考え方>

- ① 作成にあたり、担当者は支援検討会議にて支援内容や方向性を確認し、統括支援員と協議のうえ、できる限り対象者の意見を確認して作成する。また、作成したサポートプランは対象者と共有する。
- ② 対象者の課題と解決のための支援内容をわかりやすく提示する。これにより、対象者が自らの課題及び得ることができる支援内容について理解を深めてもらう。
- ③ 対象者に関わる関係者が支援内容等を共有することで、適時適切に効果的な支援を実施できるよう活用していく。

(2) 人材育成

相談支援の対応力向上に向けた人材育成を行うとともに、統括支援員による職員への相談・指導を充実することで、より迅速かつきめ細やかな対応につなげる。

(3) 児童虐待の未然防止・早期発見

面談や健診などの機会を活用して児童虐待の未然防止及び早期発見に努め、児童相談所との密な連携、切れ目のない適切な支援をさらに充実させていく。

(4) 多機関協働による重層的な支援

児童相談所のみならず、児童館や学校、トータルケア関連の事業所や地域団体など、地域におけるさまざまな機関と連携・協働することで、重層的な支援を行っていく。

(5) 広報

すこやか福祉センターをこども家庭センターと位置づけることに伴い、その周知を含め、あらためて地域の身近な相談機関としてのすこやか福祉センターの機能をPRするちらしやリーフレットの作成などを行っていく。